



島根県報

平成26年3月7日（金）

号外第20号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第128号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	261号	邑智郡邑南町井原1938番5地先から同地先まで	前	メートル 6.80～ 8.40	メートル 15.20	県央県土整備事務所 減幅 不用物件発生 事業用地と交換
			後	6.80～ 7.70	15.20	
県 道	掛合上阿井線	雲南市吉田町吉田2281番地先から同2300番地先まで	前	9.42～ 24.25	257.70	雲南県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後	13.43～ 24.25	257.70	
"	邑南飯南線	飯石郡飯南町下赤名2773番1地先から同2925番地先まで	前	3.80～ 25.60	740.00	道路改良工事 拡幅
			後	7.50～ 56.00	720.10	
"	美都澄川線	益田市美都町山本イ1230番地先から同2342番地先まで	前	3.31～ 10.60	253.20	益田県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	13.23～ 50.70	253.20	
"	浜田美都線	益田市美都町板井川1634番1地先から同1446番2地先まで	前	7.74～ 14.83	145.00	災害防除工事 拡幅
			後	17.37～ 48.98	145.00	

島根県告示第129号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田美都線	益田市美都町板井川1634番1地先から同1446番2地先まで	メートル 145.00	平成26年 3月7日	益田県土整備事務所	
〃	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町卯敷横道1125番地先から同1100番地先まで	144.80	平成26年 3月7日	隠岐支庁県土整備局	
〃	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町原田本谷970番3地先から同地先まで	72.60	平成26年 3月18日		